

老朽空き家解体工事費補助金申請必要書類

1. 不良住宅判定申請の必要書類

図書の種類		摘 要
☐	不良住宅判定申請書	様式第 1 号。ウェブサイトからダウンロード可。※1
☐	案内図	都市計画図（本庁舎 8 階 都市計画課で取得可）など。 ※補足事項（1）参照
☐	空き家の外観写真	建物の外観写真を 2 ～ 3 枚程度。

2. 補助金交付申請の必要書類

図書の種類		摘 要
☐	補助金交付申請書	様式第 3 号。ウェブサイトからダウンロード可。※1
☐	事業計画書	様式第 4 号。ウェブサイトからダウンロード可。※1
☐	空き家の使用状況報告書	様式第 5 号。ウェブサイトからダウンロード可。※1
☐	①家屋の資産証明書 ②建物登記事項証明書 のうちのいずれか	① 資産税課（本庁舎 3 階）または尾西庁舎・木曽川庁舎の窓口 課、各出張所にて発行。※補足事項（2）参照 ② 法務局で取得。
☐	工事見積書の写し	解体工事業者の記名のあるもの。見積の宛名＝申請者（工事の契約者）であること。建設リサイクル法第 21 条に基づき、建設業の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）、又は愛知県知事の解体工事業登録を行っている業者であること。 補足事項（4）参照
☐	前年度(令和 6 年度)の 固定資産税の納税証明書等	当該解体工事をする家屋の納税証明書で、完納を証するもの。非課税の方は固定資産課税台帳兼名寄帳の写しを添付。資産税課（本庁舎 3 階）または尾西庁舎・木曽川庁舎の窓口課、各出張所にて発行。ただし、固定資産課税台帳兼名寄帳の発行は資産税課のみ。 ※補足事項（2）、（3）参照
☐	委任状	任意の様式（参考様式はウェブサイトからダウンロード可※1）。 代理者によって申請手続きを行う場合に必要。申請者の自署または記名・押印あり（コピーは不可）。
☐	その他	必要に応じて提出をお願いする書類。 ※補足事項（5）参照

※1：各種様式は、市ウェブサイト【ページ ID1024106】にてダウンロードできます。



補足事項

(1)案内図について

都市計画図(1/2500) (本庁舎 8 階 都市計画課で取得可) 等を添付してください。

※ 1 3 8 マップ(<http://www.sonicweb-asp.jp/ichinomiya/>)の都市計画図でも申請可能です。

※ゼンリンの地図をコピーして提出する場合は、発行元であるゼンリンの許諾の証しとして、コピーした地図にゼンリン発行「複製許諾証」の貼付が必要になります。詳しくは、ゼンリンへお問い合わせください。

(2) 資産証明書、納税証明書の取得について

固定資産税の納税証明書・家屋の資産証明書は資産税課 (本庁舎 3 階) にて発行しておりますが、いずれも本人確認や委任状が必要な場合があります。詳しくは資産税課 家屋グループへお問い合わせください。

資産税課 家屋グループ TEL 0586-28-8966

(3) 納税証明書について

当該解体工事をする家屋の前年度 (**令和 6 年度**) の固定資産税の納税証明書等の添付が必要です。

(4) 工事見積書の写しについて

有効期限に注意し、解体工事業者の記名のあるものの写しを添付してください。

※ 見積の宛名は申請者 (工事契約者) としてください。

※解体工事業者に関しては、建設リサイクル法第 21 条に基づき、建設業の許可 (土木工事業、建築工事業、解体工事業いずれか)、又は愛知県知事の解体工事業登録を行っている業者となりますので、代表者名、登録許可番号等の確認をお願いします。(事業計画書に記載の必要があります。)

(5) その他の必要書類について

- ・申請者 (= 契約者) が、家屋の所有者と異なる場合は、家屋の所有者からの施工同意書を添付してください。
- ・家屋の所有者が亡くなっている場合は、相続人代表として工事を実施する旨の誓約書を添付してください。
- ・中古住宅を購入した場合で、所有権移転登記がまだされていない場合は、売買契約書の写しを添付してください。

☆市窓口のほか、オンラインでも不良住宅判定申請や補助金交付申請が可能です。

ご利用の方は右記二次元コードより申請してください。

※ウェブサイトからもオンライン申請ページを開くことができます。

ページ ID:1024106



不良住宅判定申請



補助金交付申請

【お問い合わせ】一宮市建築部住宅政策課 対策グループ 電話(0586)85-7010 (直通)

Fax(0586)73-7809